

特別養護老人ホーム 八橋 運営規程

(事業目的)

第1条 社会福祉法人桜丘会が設置する特別養護老人ホーム八橋（以下「施設」という。）において実施する指定介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 施設は、誰であっても誰からも、ハラスメントを受けることがない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム 八橋
- 二 所在地 秋田市八橋イサノー丁目2番4号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとし、必置職については法令が定める人員基準による。

- 一 施設長 1名
施設長は施設の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 医師（嘱託） 1名以上
医師は、入居者の健康管理業務を行うとともに適切な医療サービスの提供に当るものとする。
- 三 生活相談員 1名以上
生活相談員は、入居に対する相談サービスの提供に当るものとする。
- 四 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入居者に対する施設サービス計画（ケアプラン）の作成などのサービスの提供に当るものとする。
- 五 看護職員 4名以上
看護職員は、入居者の保健衛生業務を行うとともに看護サービスの提供に当るものとする。
- 六 介護職員 28名以上
介護職員は、入居者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供に当るものとする。
- 七 管理栄養士 1名以上

栄養士は、入居に対する栄養管理サービスの提供に当るものとする。

八 機能訓練指導員(作業療法士等) 1名以上

機能訓練指導員は、入居者に対する機能の維持・回復のための機能訓練サービスの提供に当るものとする。

九 事務員 1名以上

事務員は、施設の管理運営に係わる事務処理を行う。

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は、60名とする。

2 ユニット数は6ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

(事業の内容)

第6条 施設は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 施設サービス計画の作成
- 二 入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- 三 機能訓練
- 四 健康管理
- 五 療養上の世話
- 六 栄養管理
- 七 口腔衛生の管理
- 八 その他必要とするサービスの提供

(利用料)

第7条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護福祉施設サービスが法定代理受領サービスである時は、利用料の額に介護保険負担割合の割合を乗じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の他、入居者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食費
- 二 居住費
- 三 理美容代
- 四 その他、私物洗濯代、電気代等、日常生活上の便宜の提供に係わる費用

3 当施設の利用料は、別表の料金表に掲げるとおりとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 入居者は、施設長、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 入居者が外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

3 外来者が入居者と面会しようとするときは、受付簿にその旨記入しなければならない。

4 入居者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り努めて受診しなければならない。

5 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生保持のため施設に協力しなければならない。

6 入居者は、身の上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長または生活相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第9条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 喧嘩、口論、泥酔、または楽器などで音を大きくして静穏を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 三 指定した場所以外で火気を用い、または施設内で喫煙すること。
- 四 故意に施設若しくは物品に障害を与えまたはこれらを施設外に持ち出すこと。
- 五 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
- 六 無断で物品の位置、または形状を変えること。

(指示・指導)

第10条 施設長は、入居者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合においては、適切な指示・指導を行い、さらに従わないときは、退所させることができる。

(非常災害対策)

第11条 施設は、非常災害に備えるため、消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
2 施設は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第12条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

(個人情報の保護)

第13条 施設は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
2 施設が得た入居者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
2 施設は、身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者等に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を新規採用時及び年2回以上定期的実施するとともに、必要な訓練をなん2回以上定期的実施する。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 施設は、提供したサービスに対する入居者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第17条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、すみやかに損害賠償を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を新規採用時及び年2回以上実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第1号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

3 施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第19条 施設は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設サービス計画（ケアプラン）その他入居生活介護の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から2年間保存するものとする。

(衛生管理等)

第20条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

(感染症対策)

第21条 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 施設は、安全かつ定説に質の高いサービスを提供するために次の各号に挙げる措置を講じる。

- (1) 事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備し、専任の担当者を置く。
- (2) 介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する「事故発生の防止のための検討委員会」(テレビ電話装置などを活用して行うことができる。)を定期的に行うとともに、その結果について、職員に周知する。
- (3) 施設において、職員に対し、事故の発生及び防止のための定期的な研修を新規採用時及び年2回以上行う。
- (4) 事故発生の防止のための安全対策の担当者を定める。

2 入居者などに対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び入居者等の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じる。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害補償を速やかに行うように努める。

(職場におけるハラスメントの対応)

第23条 施設は継続的なサービスの提供のために職場におけるあらゆるハラスメントに対して、以下の措置を講じる。なお当該ハラスメントには入居者等及びその家族等から職員に対する著しい迷惑行為を含む。

- (1) ハラスメントに対する方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に対してその方針を周知・啓発する。
- (2) 職員、入居者等及び家族からのハラスメントにかかる相談、苦情に応じて、適切に対応するために必要な体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、入居者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会福祉法人桜丘会の役員会において定めるものとする。

附 則

この規程は平成21年 9月 1日から施行する。

この規程は平成22年 5月 27日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成25年 7月 1日から施行する。

この規程は平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は平成27年 9月 1日から施行する。

この規定は平成31年 4月 1日から施行する。

この規定は令和 4年 8月 1日から施行する。

この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。